

# 袖ヶ浦市都市計画マスタープラン一部改定

新旧対照表
-------

## (新)

### 第4章 全体構想

#### [3] 誘導・配置等の方針

##### (4) 市街化調整区域の土地利用の方針

①～⑤ (略)

##### ⑥ 高速道路インターチェンジ周辺等

- ・ 広域道路ネットワークの整備に伴い、本市内に1箇所、市周辺に3箇所の高速道路インターチェンジが供用されているほか、(仮称)かずさインターチェンジの整備が市内に計画されています。これら高速道路インターチェンジの周辺地区及び高速道路インターチェンジにアクセスする主要幹線道路沿道では、農林業との健全な調和や周辺の土地利用との調和を図りつつ、広域的な交通利便性の高さを活かし、市民の生活利便性の向上や地域活力の向上に資する産業・観光施設の立地など、地域振興に寄与する土地利用について、地区計画制度の活用などにより計画的な規制誘導を図ります。
- ・ 袖ヶ浦インターチェンジ周辺では、東京湾の対岸地域からの玄関口であり、袖ヶ浦駅周辺地区にも近いことから、対岸地域からの来訪者や市民のニーズを踏まえた適切な土地利用の規制誘導を図ります。

##### ⑦ 公共施設跡地利活用地区

- ・ 公共施設跡地または今後施設の廃止等が見込まれる公共施設用地について、地区計画制度の活用等により、地域福祉の向上または地域振興に寄与する施設の誘導を図ります。

《参考：コラム4（地区計画制度を活用した都市づくり）(P47)》

《参考：コラム5（広域道路ネットワークの波及効果）(P53)》

## (旧)

### 第4章 全体構想

#### [3] 誘導・配置等の方針

##### (4) 市街化調整区域の土地利用の方針

①～⑤ (略)

##### ⑥ 高速道路インターチェンジ周辺等

- ・ 広域道路ネットワークの整備に伴い、本市内に1箇所、市周辺に3箇所の高速道路インターチェンジが供用されているほか、(仮称)かずさインターチェンジの整備が市内に計画されています。これら高速道路インターチェンジの周辺地区及び高速道路インターチェンジにアクセスする主要幹線道路沿道では、農林業との健全な調和や周辺の土地利用との調和を図りつつ、広域的な交通利便性の高さを活かし、市民の生活利便性の向上や地域活力の向上に資する産業・観光施設の立地など、地域振興に寄与する土地利用について、地区計画制度の活用などにより計画的な規制誘導を図ります。
- ・ 袖ヶ浦インターチェンジ周辺では、東京湾の対岸地域からの玄関口であり、袖ヶ浦駅周辺地区にも近いことから、対岸地域からの来訪者や市民のニーズを踏まえた適切な土地利用の規制誘導を図ります。

《参考：コラム4（地区計画制度を活用した都市づくり）(P47)》

《参考：コラム5（広域道路ネットワークの波及効果）(P53)》